

令和3年（2021年）6月30日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した 「女性のくらし特別相談会」を開催

大阪狭山市（古川照人市長）では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う配偶者等からの暴力（DV）の相談件数の増加を受けて、市内在住、在勤の女性を対象にした「女性のくらし特別相談会」を7月19日（月）に大阪狭山市役所別館（大阪狭山市狭山1-2384-1）で開催します。DVや生活全般、仕事、家計など様々な悩みや困りごとについて、女性弁護士、女性相談員、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）が対応します。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインによる相談も可能です。

相談会は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、8月23日（月）、10月、12月にも開催を予定しています。

1. 開催日時

令和3年（2021年）7月19日（月）

①午後1時～ ②午後2時～ ③午後3時～（各回50分）

2. 定員

各回1組（事前予約制、先着順）

3. 申し込み

7月1日（木）から受付開始。

希望する時間帯を第1希望から第3希望まで記載の上、名前・住所・電話番号・相談方法（対面またはオンライン）・相談の主旨・オンライン相談を希望する場合は電子メールアドレスを、電話、電子メール jinken@city.osakasayama.osaka.jp、ファクシミリ FAX072-366-0051 または市ホームページの申し込みフォームから。

※オンライン相談希望者には予約完了後、ログイン方法を送付します。

問い合わせ 大阪狭山市市民相談・人権啓発グループ（担当／田中・米田） ☎072-366-0011

女性弁護士と専門相談員による

女性のくらし特別相談会

家庭のこと、仕事のこと、生活のこと
いろいろな`悩み、や`困りごと、の解決方法を
女性弁護士と社会福祉士資格を持つ相談員が、あなたと一緒に考えます。



とき **2021年7月19日(月)**
①午後1時～②午後2時～③午後3時～(各回50分)

ところ **大阪狭山市役所別館相談室**
※オンラインでも相談できます。

定員 **各回1組(事前予約制・先着順)**

対象 **市内在住・在勤・在学の女性**
※自身の自認する性が女性



申込専用フォームQRコード

申込 7月1日(木) 予約受付開始①希望する時間帯(第1希望から第3希望まで)
②名前③住所④電話番号⑤相談方法(対面またはオンライン)⑥相談の主旨
⑦オンライン希望の場合はEメールアドレスを明記のうえ、電話、メールまたは市ホームページ申込フォームより申込。FAXも可。
※オンラインの場合は別途、アクセス方法をEメールでお知らせします。

申込・問い合わせは 大阪狭山市役所市民相談・人権啓発グループへ。
〒589-8501 大阪狭山市狭山1-2384-1
電話 072-366-0011 FAX 072-366-0051
Eメール jinken@city.osakasayama.osaka.jp